

第2期那珂川町地域福祉推進プラン

－那珂川町地域福祉計画・那珂川町地域福祉活動計画－

平成28年2月

那珂川町

那珂川町社会福祉協議会

第2期那珂川町地域福祉推進プランの策定にあたって

少子高齢化や核家族化の進行、行政区の組織率の低下などにより、住民の連帯意識の希薄化と相互扶助機能の低下が懸念される中で、行政の行うサービス提供だけでは、多様化する住民のニーズに対応することが難しくなり、住民との協働による「地域づくり」が求められております。

そのために、平成23年3月に那珂川町地域福祉推進プランを策定し、プランの基本理念である「笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり」に向かって住民、事業者、行政が協働して実践してまいりました。

計画策定から5年が経過し、ある程度の成果がみられた事業もありましたが、地域福祉という広い分野を考えると、今後も様々なアプローチが必要と感じております。

今回の計画の見直しにあたっては、前回同様に社会福祉協議会が策定する、「那珂川町地域福祉活動計画」とあわせた形で、「第2期那珂川町地域福祉推進プラン」が策定されました。アドバイザーとして参画していただいた、大石准教授のアドバイスの元、様々な組織から推薦された、策定委員の方々から意見をいただき、計画をまとめることができました。この計画が、住民、事業者、行政が協働して行動する指針として、有意義なものとなるよう、みなさまのご理解と、さらなるご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員」のみなさまをはじめ、計画の策定にあたり実施しましたアンケート調査にご協力いただきました、住民のみなさまに心より感謝申し上げます。



平成28年2月

那珂川町長 福島 泰夫

～誰もが安心して暮らせるまちを目指して～

ちょっと前まで、「おせっかいやき」「世話好きな人」が近所にあふれていました。また、近所の人が集まり、井戸端会議も盛んでした。しかし、少子化・高齢化・過疎化・価値観の多様化等により、地域のつながりが薄れ、その様な光景を見ることが少なくなりました。



「地域の行事・お祭りが開催できない」等の地域の課題、「認知症高齢者の徘徊」「孤独死」等の命に係わる課題、「平成23年東日本大震災」「平成27年9月関東・東北豪雨」等の防災に関する課題、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

この様な中で、平成23年3月に策定した「第1期那珂川町地域福祉推進プラン」の評価・検証を行いました。合わせて、現状の把握・課題の分析を行い、「第2期那珂川町地域福祉推進プラン」を策定しました。このプランは、4つの基本目標を柱に地域・町民・福祉事業者・社協・行政等が協働し、基本理念の「笑顔あふれる元気でこころあたたかなまちづくり」の実現を目指すための指針となるものであり、地域の結びつきを強めるためのプランでもあります。

那珂川町社会福祉協議会では、全力で各種活動を展開していきます。安心して暮らせるまちづくりには、地域住民・福祉事業者・ボランティアの皆様が必要不可欠であります。このプランが「絵に描いた餅」にならぬよう、町民の皆様には、より一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本プランの策定にあたりましてご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査・懇談会にご協力頂きました皆様、様々なご協力を賜りました町民の皆様、関係機関の方々に心から厚く御礼申し上げます。

平成28年2月

社会福祉
法人 那珂川町社会福祉協議会

会長 久内 修

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 地域福祉とは	1
第2節 計画の位置づけ	2
1. 地域福祉計画とは	2
2. 地域福祉活動計画とは	2
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の策定体制	5
第5節 課題の抽出	6
1. 福祉のまちづくりに関する町民意識アンケートの実施	6
2. ボランティア懇談会の開催	6
3. 各専門部会のワークショップ	6

第2章 那珂川町地域福祉の現状と課題

第1節 地域福祉の現状	7
1. 地域福祉の担い手	7
(1) 那珂川町社会福祉協議会	7
(2) 民生委員児童委員	8
(3) ボランティア団体等	8
(4) NPO（特定非営利活動法人）	8
(5) 福祉施設	9
第2節 統計から見た現状	10
1. 人口・世帯の状況	10
(1) 人口の推移	10
(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移	11
2. 子どもの状況	12
(1) 児童・生徒数の推移	12
(2) 出生数・出生率の推移	12
3. 高齢者の状況	13
(1) 高齢者数の推移	13
(2) 高齢化率の推移	13
(3) 要支援・要介護認定率の推移	14
4. 障がい者の状況	14
(1) 障害者手帳所持者数の推移	14
5. 課題のまとめと課題解決に向けて	15

第3章 計画の基本的な考え方	21
第1節 基本理念	21
第2節 計画の基本目標	21
第3節 計画の体系図	22
第4章 推進施策と取り組み	23
第1節 地域の中で困っている人をしっかり支える計画	23
1. 高齢者を支える	23
2. 障がい者を支える	25
3. 子育て世代を支える	27
4. 生活困窮者を支える	29
5. 安全安心なまちを考える	31
第2節 地域の中で困っている時にすぐ相談できる体制づくりの計画	33
1. 相談体制を考える	33
2. 情報提供・広報を考える	35
第3節 地域の中でみんなの暮らしをみんなで守る計画	37
1. 見守り体制を考える	37
2. 防犯・防災体制を考える	39
3. ニーズ把握について考える	42
第4節 みんなで生きいき生活できる地域づくりの計画	44
1. 生きがいづくりを考える	44
2. ボランティア活動・地域の活動を支える人づくりを考える	46
3. 地域の活動を考える	48
4. 福祉教育を考える	50
第5章 計画の推進に向けて	
第1節 計画の推進体制	52
1. 町民の役割	52
2. 地域の役割	52
3. 事業者の役割	52
4. 町の役割	52
5. 社会福祉協議会の役割	53
第2節 計画の進行管理	53
1. 進行管理・評価機関の組織化	53
2. 計画の評価	53
3. 計画の見直し	53
資料編	54

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

人口の減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化等により、これまでの生活環境が大きく変わってきており、従来の公的なサービスのみでは、十分な対応が出来なくなってきています。

このような状況の中で、これからも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住民同士の支えあい・助けあいが重要であり、支えあい・助けあいの輪を強く・広くしていくことが必要です。

これらのことから、住民同士の支えあい・助けあいの推進と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の推進が求められています。そこで、住民・福祉団体・社協・行政等が協働して地域福祉を向上させるために、指針となる第1期那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「地域福祉推進プラン」という。）を平成23年3月に策定しました。第1期地域福祉推進プランでは、“笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり”を基本理念として地域の課題に対応するため、各施策を推進してきましたが、平成27年度で計画期間が終了となります。そこで、第1期の取り組みを振り返り、現状の問題点や取り組むべき課題の方向性を明確にし、町や専門機関と地域住民や地域福祉活動団体、ボランティア等が協働して「誰もが安心して住めるまちづくり」を進めていくため、第2期那珂川町地域福祉推進プランを策定するものです。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、住民や福祉団体・社協・行政等が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考えです。なお、社会福祉法により、地域福祉の推進が次のように位置づけられています。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

※「障がい」の表記について

本計画では、障害の「害」という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、法律、団体名、固有名詞等を除き、「障がい」という表記にしています。

第2節 計画の位置づけ

1. 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

地域福祉計画は、町政運営の基本方針である、「那珂川町総合振興計画」の部門別計画としての性格をもっています。高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、地域住民の皆さんの意見を十分に反映させながら策定する行政の計画です。今後の地域福祉を総合的に推進する上で、大きな柱となります。

【社会福祉法（抜粋）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主体となり、地域住民、福祉事業者、ボランティア等が協働で策定する民間計画です。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたものです。

【社会福祉法（抜粋）】

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

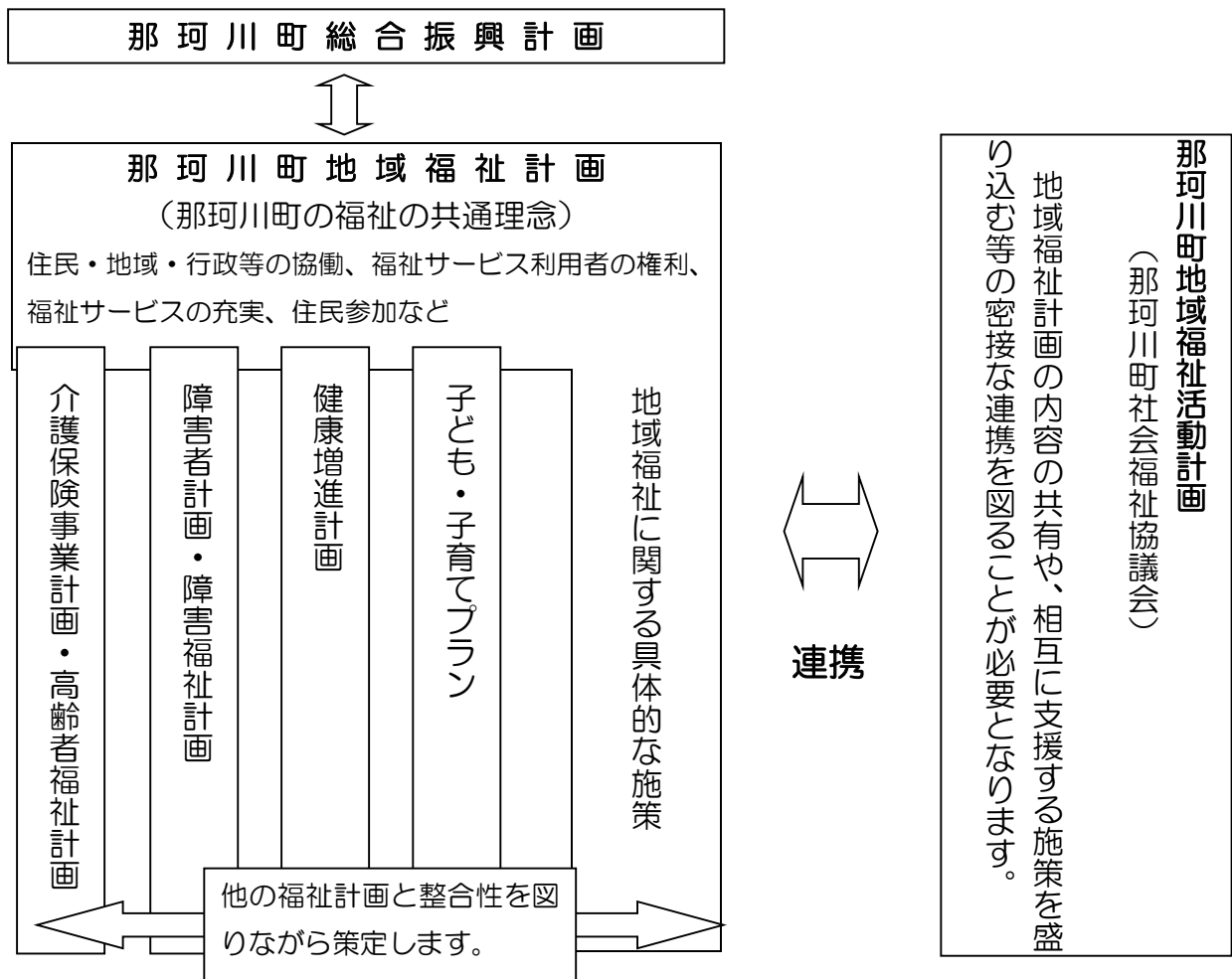
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定

地域福祉計画は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、町の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画とそれを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、車の両輪となるものです。一体的な策定を行うことで、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確にされ、実効性のある計画づくりが可能となります。

図1 計画の位置づけイメージ



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年とします。

また、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとなります。

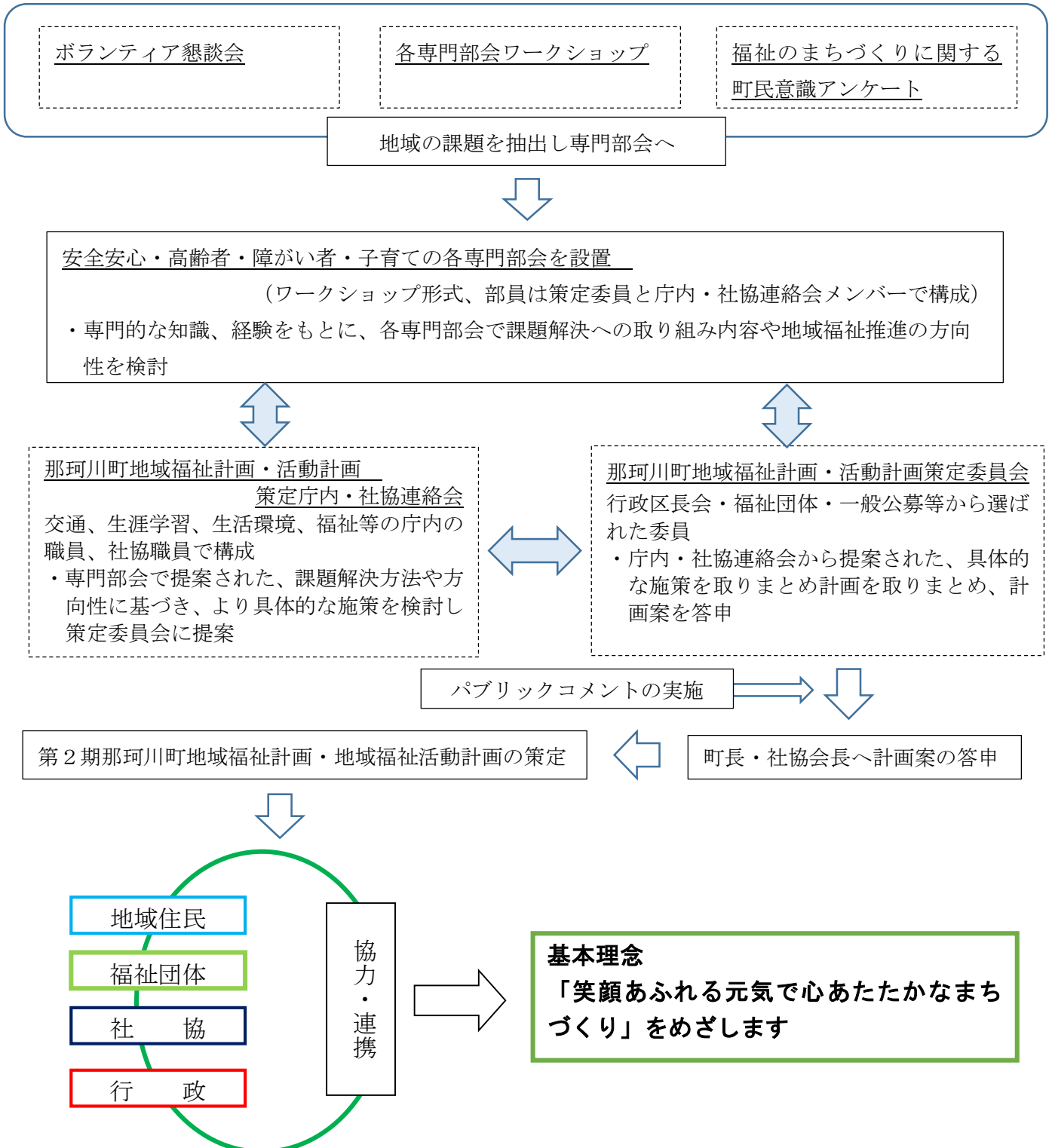
表1 関連する計画期間

平成 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
第2期 那珂川町地域福祉計画 那珂川町地域福祉活動計画					第3期 那珂川町地域福祉計画 那珂川町地域福祉活動計画（予定）			
那珂川町総合振興計画（平成28年度～平成37年度）							那珂川町総合振興計画次期計画(予定)	
那珂川町障害者計画2012	那珂川町障害者計画2018（予定）						次期計画（予定）	
那珂川町障害福祉計画 第4期計画	那珂川町障害福祉計画 第5期計画（予定）				那珂川町障害福祉計画 第6期計画（予定）			次期計画（予定）
那珂川町子ども・子育て支援プラン				那珂川町子ども・子育て支援プラン（予定）				次期プラン（予定）
那珂川町高齢者福祉計画 介護保険事業計画(第6期計画)	那珂川町高齢者福祉計画 介護保険事業計画(第7期計画)(予定)				那珂川町高齢者福祉計画 介護保険事業計画(第8期計画)(予定)			次期計画（予定）

第4節 計画の策定体制

計画の策定体制は、町民の代表や学識経験者、福祉団体、福祉事業者等からなる那珂川町地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会を合同で開催し、計画策定の検討・協議を行いました。

また、那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定庁内・社協連絡会を立ち上げ、策定委員と庁内の職員・社協職員で組織する専門部会（安全安心・高齢者・障がい者・子育ての4部会）を設置し、課題の検討、課題解決に向けての方向性について詳細な検討を行いました。



第5節 課題の抽出

この計画の策定には、地域の現状や課題を把握するとともに、町民の「意見」「要望」等が重要となるため次の取り組みを行いました。

1. 福祉のまちづくりに関する町民意識アンケートの実施

地域福祉に関する町民の意識・要望・意見を把握し、本計画策定作業の基礎資料を得ることを目的に実施しました。

【調査対象】 住民基本台帳より年齢別、地区別の層化法により無作為に抽出した16歳以上の町民1,000名

【実施時期】 平成27年4月27日～5月30日

【配布・回収方法】 郵送による発送・回収

【回収率等】 回収票303票 回収率30.3%

2. ボランティア懇談会の開催

社会福祉協議会が行っている給食サービス事業、ふれあい・いきいきサロン事業で活動しているボランティアと話し合い、地域の課題、ボランティア活動の課題、住んでいる地域の良い活動・自慢できること等について把握し、本計画策定作業の基礎資料を得ることを目的に実施しました。

【開催日】 3月25日 3月26日 3月27日

【参加人数】 延19人

3. 各専門部会のワークショップ

第1回の各専門部会で、ワークショップを行い、日頃の活動での課題・工夫点、住んでいる地域の現状・課題等について掘り起しを行いました。

第2章 那珂川町地域福祉の現状と課題

第1節 地域福祉の現状

1. 地域福祉の担い手

(1) 那珂川町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、地域に暮らす皆様のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

那珂川町社会福祉協議会の事業・活動

高齢者へのサービス

- ・給食サービス事業
- ・ふれあい・いきいきサロン事業
- ・緊急時安心キット配布事業
- ・乳酸菌飲料宅配による見守り事業
- ・通所介護事業(介護保険)
- ・居宅訪問介護事業(介護保険)
- ・居宅介護支援事業(介護保険)
- ・ホームヘルプ事業(自立者)

障がい児者へのサービス

- ・訪問理容サービス事業
- ・福祉タクシー事業
- ・居宅介護事業(障害者総合支援法)
- ・福祉機器貸出事業
- ・福祉車両貸出事業
- ・日中一時支援事業(障害者総合支援法)
- ・相談支援事業(障害者総合支援法)

生活困窮者等への援助

- ・福祉金庫貸付事業
- ・善意銀行(困窮者への食糧支援等)
- ・罹災者等救援事業
- ・心配ごと相談所の開設
- ・弁護士による無料法律相談
- ・生活福祉資金貸付事業(県社協から委託)

その他のサービス

- ・ボランティアセンターの運営
- ・小学生ボランティアスクールの開催
- ・ボランティア保険加入推進
- ・学校における福祉教育の推進
- ・実習生等の受入
- ・福祉バスの運行
- ・福祉団体の育成・指導

ひとり親家庭へのサービス

- ・新入学児童生徒への助成事業
- ・ひとり親家庭交流事業

子育て世代へのサービス

- ・チャイルドシート購入助成事業
- ・子育て広場の開設
- ・小学校新入生へ交通安全傘の配布

(2) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。

各地区において、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、福祉に関する相談や子育てに関する相談などに応じ、福祉サービスを適切に利用するための情報提供や関係機関への橋渡し、関係機関の業務に協力する等の活動を行っています。

地区	人数
馬頭地区	36人（うち主任児童委員2人）
小川地区	17人（うち主任児童委員1人）
合計	53人

(3) ボランティア団体等

那珂川町社会福祉協議会では、福祉、健康、環境美化、教育等の各分野でボランティアとして活動する団体と個人の登録をしています。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
団体	75団体	77団体	79団体	63団体
	2,150人	2,122人	2,176人	1,787人
個人	10人	3人	5人	6人

(4) NPO（特定非営利活動法人）

町内には、福祉、町づくり、社会教育、環境保全等の分野で町民活動やサービス事業を展開するNPO法人が組織され、平成27年4月現在で7団体が認証されています。

- 山野草保存会
- もうひとつの美術館
- ぼら一れ
- 地域生活相互支援大山田ノンフェール・くらねえ
- 馬頭農村塾
- 馬頭里山本舗
- 擁護支援センター馬頭見守りネットワーク

(5) 福祉施設

町内には、平成27年4月現在、次のような福祉施設があります。

1. 社会福祉施設

- ・馬頭総合福祉センター
- ・小川総合福祉センター

2. 児童福祉施設

- ・那珂川町立馬頭南保育園
- ・那珂川町立わかあゆ保育園
- ・子育て支援センターわかあゆ
- ・那珂川町立馬頭中央保育園
- ・那珂川町立大内保育園

3. 高齢者福祉施設

- ・老人介護支援センター八溝の里
- ・在宅介護支援センターリヴレット
- ・特別養護老人ホームかたくりの郷
- ・まほろば
- ・JA那須南デイサービスセンターえがお
- ・もえ訪問看護ステーション
- ・那珂川町社協介護サービス事業所
- ・小規模多機能型居宅介護施設ひだまり
- ・グループホームアベータ
- ・デイサービスセンターふきのとう
- ・デイサービスセンター咲楽
- ・えにし苑
- ・特別養護老人ホーム和見の里山

4. 障がい者福祉施設

- ・栃木県障害者保養センター那珂川苑
- ・地域活動支援ぼら一れ
- ・NPO 法人ぼら一れ ホームうぐいす
- ・一般社団法人つばさ
- ・日中一時支援事業所ポニー
- ・大夢、ゆめみらい
- ・NPO 法人地域生活相互支援大山田ノンフェールくらねえ

5. その他の福祉施設

- ・馬頭放課後児童クラブ
- ・小川放課後児童クラブ

第2節 統計から見た現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

平成27年の人口は17,842人であり、5年前の平成23年と比べ、1,211人の減少、平成19年と比べて2,197人の減少となっており、人口減少が顕著になってきています。

表1 人口の推移

	平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年
総人口	20,039人	19,651人	19,053人	18,519人	17,842人
男	10,003人	9,875人	9,562人	9,302人	8,989人
女	10,036人	9,776人	9,491人	9,217人	8,853人

資料：住民基本台帳

図1 人口の推移

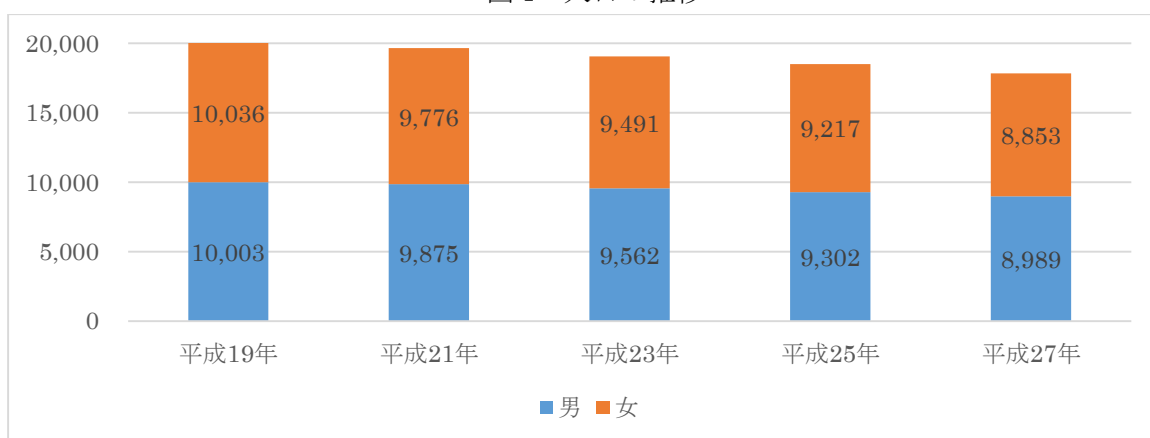
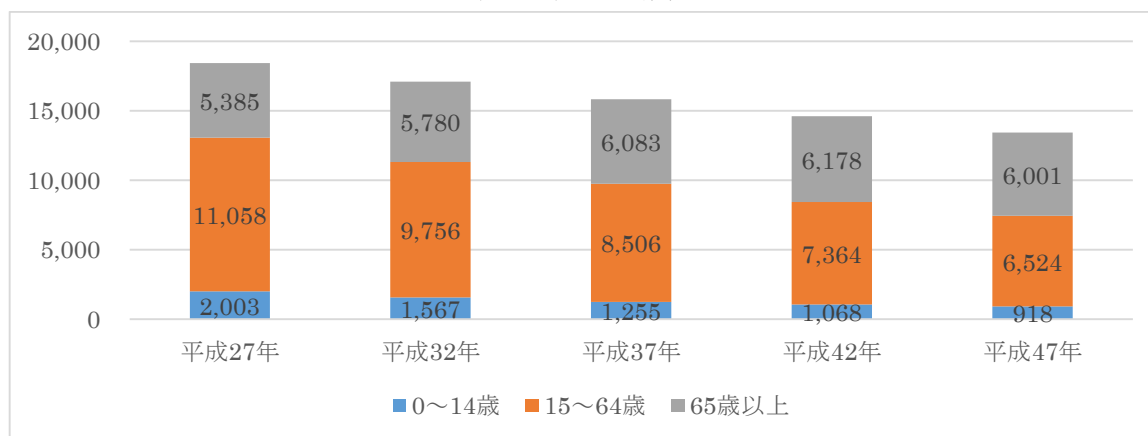


表2 人口の推計

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
0～14歳	2,003	1,567	1,255	1,068	918
15～64歳	11,058	9,756	8,506	7,364	6,524
65歳以上	5,385	5,780	6,083	6,178	6,001

資料：日本の市区町村別将来推計人口より抜粋

図2 人口の推計



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は平成23年をピークにやや減少気味であり、一世帯当たりの世帯員数は平成27年には3人を割り込み、核家族化の傾向が顕著に出ています。

表3 世帯員の推移

	平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年
世帯数	5,963世帯	6,056世帯	6,141世帯	6,117世帯	6,104世帯
平均世帯員	3.36人	3.23人	3.10人	3.02人	2.92人

資料：住民基本台帳

図3 世帯数の推移

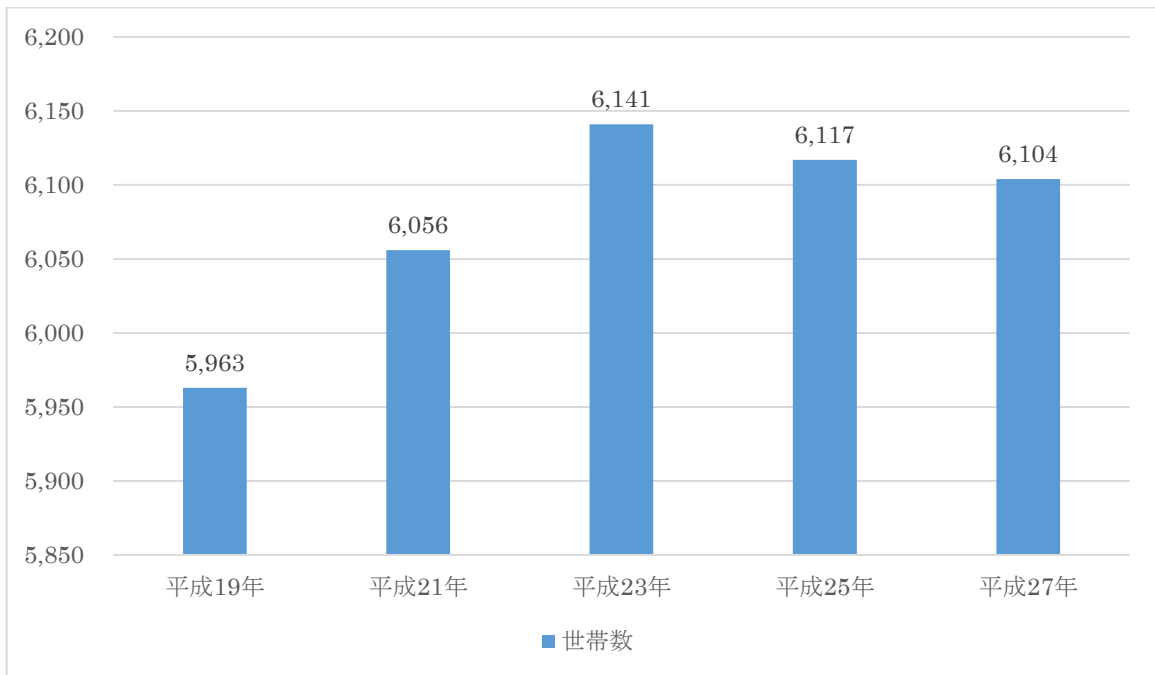
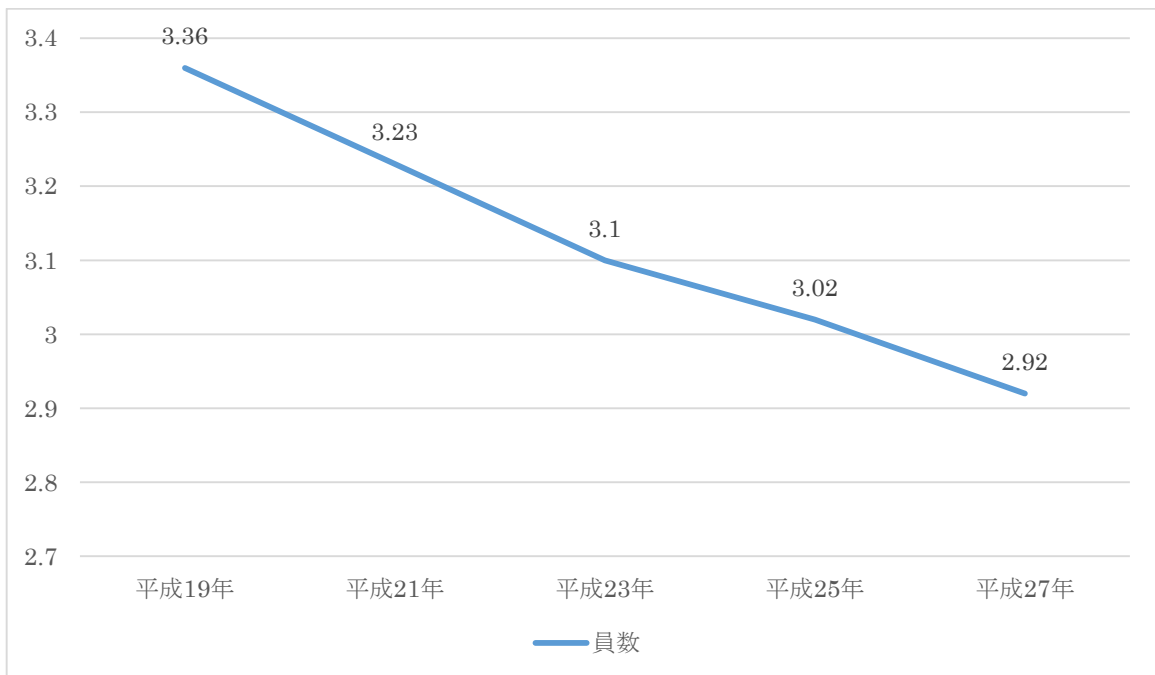


図4 平均世帯員の推移



2. 子どもの状況

(1) 児童・生徒数の推移

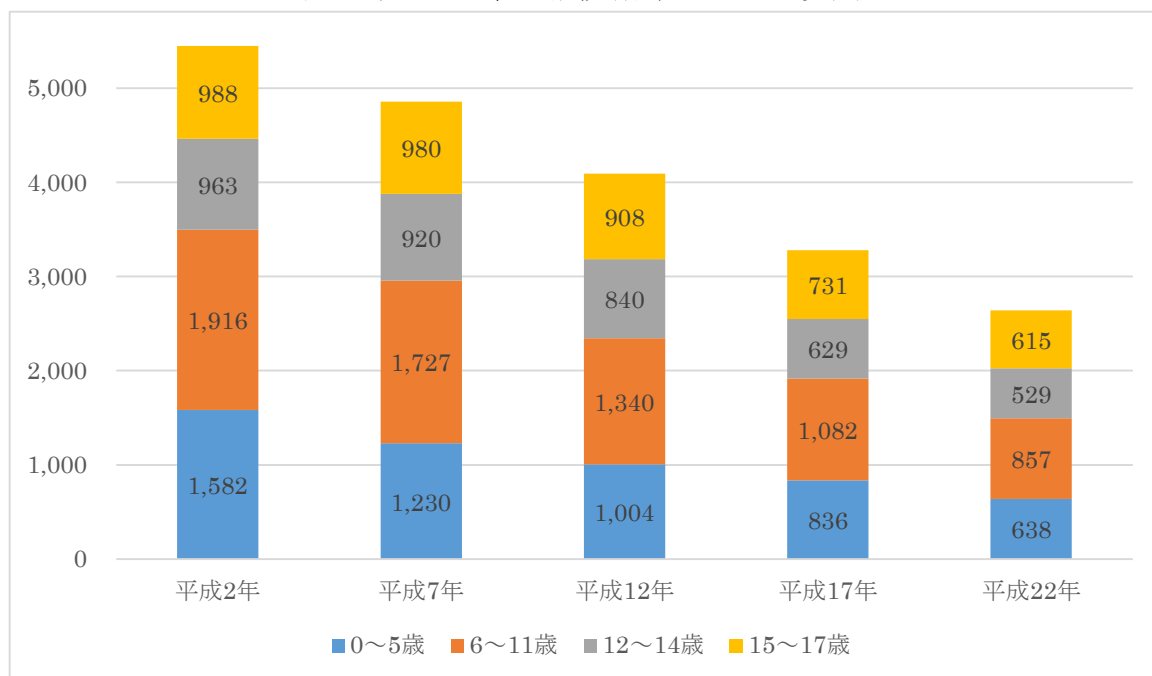
0～5歳の子どもの数が平成2年と比べ40%程度に落ち、6～11歳も50%程度に減少しています。

表4 児童・生徒の推移(各年10月1日現在)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
0～5歳	1,582人	1,230人	1,004人	836人	638人
6～11歳	1,916人	1,727人	1,340人	1,082人	857人
12～14歳	963人	920人	840人	629人	529人
15～17歳	988人	980人	908人	731人	615人
合計	5,449人	4,857人	4,092人	3,278人	2,639人

資料：国勢調査（平成2～22年）

図5 児童・生徒の推移(各年10月1日現在)



資料：国勢調査（平成2～22年）

(2) 出生数・出生率の推移

表5 出生数・出生率の推移

	総人口	出生数	那珂川町	栃木県
平成21年	18,837人	109人	5.7	8.6
平成22年	18,446人	82人	4.9	8.3
平成23年	18,175人	109人	5.3	8.1
平成24年	17,858人	54人	5.5	8.1
平成25年	17,523人	89人	4.3	7.9

資料：栃木県保健統計年報

3. 高齢者の状況

(1) 高齢者数の推移

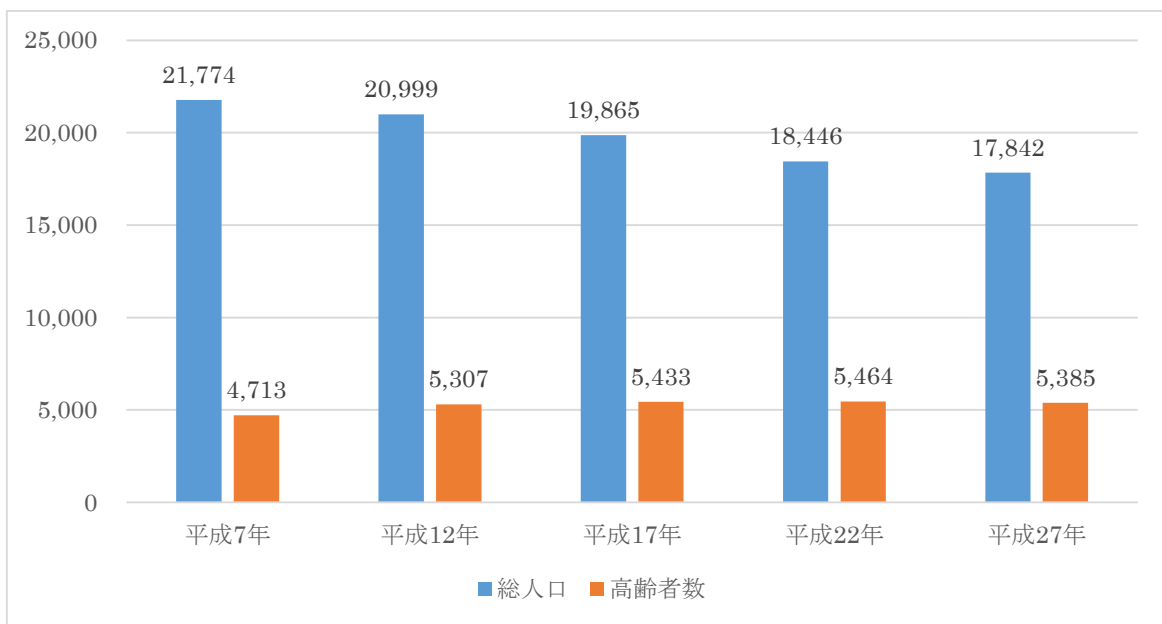
平成27年の高齢者数は5,385人であり、平成7年に比べ、672人増加しています。総人口に対する割合も30%を超えてきています。

表6 高齢者数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者数	4,713人	5,307人	5,433人	5,464人	5,385人
総人口	21,774人	20,999人	19,865人	18,446人	17,842人
高齢化率	21.6%	25.3%	27.3%	28.4%	30.1%

資料：国勢調査（平成7～22年）、日本の市区町村別将来推計人口（平成27年）

図6 総人口と高齢者人口の推移

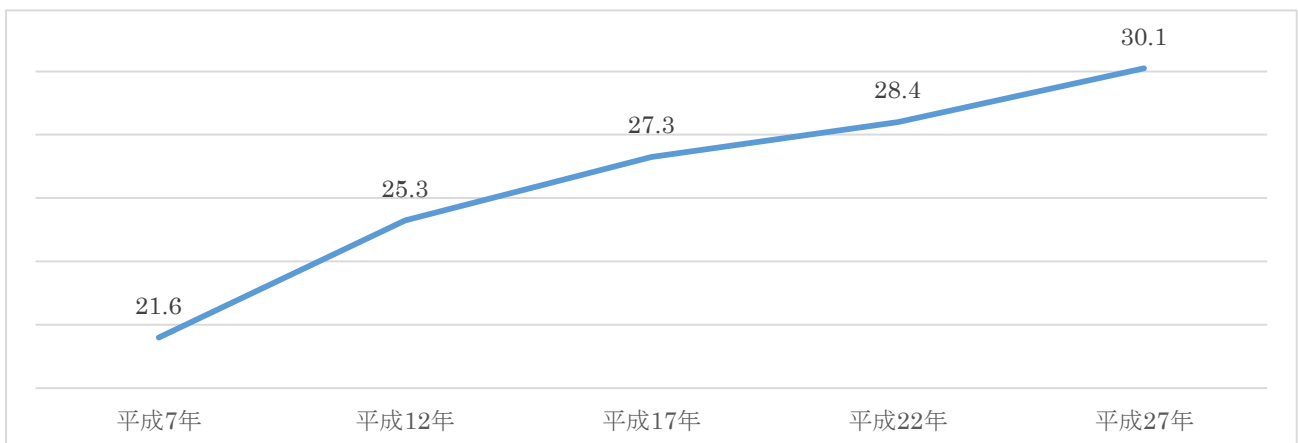


資料：国勢調査（平成7～22年）、日本の市区町村別将来推計人口（平成27年）

(2) 高齢化率の推移

平成27年の高齢化率は30.1%であり、平成7年に比べ、8.5%増加しています。

図7 総人口と高齢者人口の推移

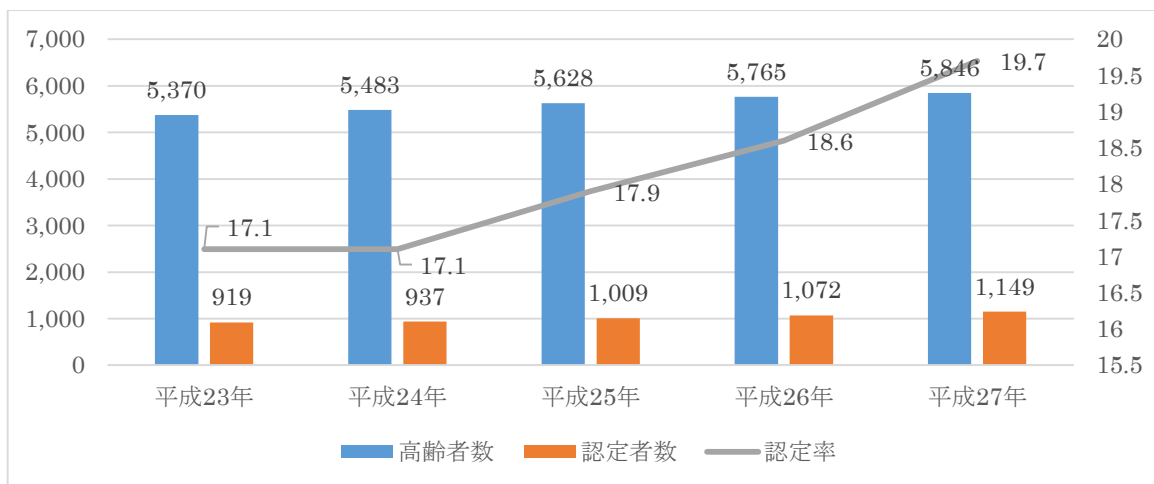


(3) 要支援・要介護認定率の推移

表7 要支援・要介護認定率の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
高齢者数	5,370人	5,483人	5,628人	5,765人	5,846人
要支援・要介護者数	919人	937人	1,009人	1,072人	1,149人
認定率	17.1%	17.1%	17.9%	18.6%	19.7%

図8 要支援・要介護認定率の推移



資料：高齢者福祉計画、介護保険第6期事業計画

4. 障がい者の状況

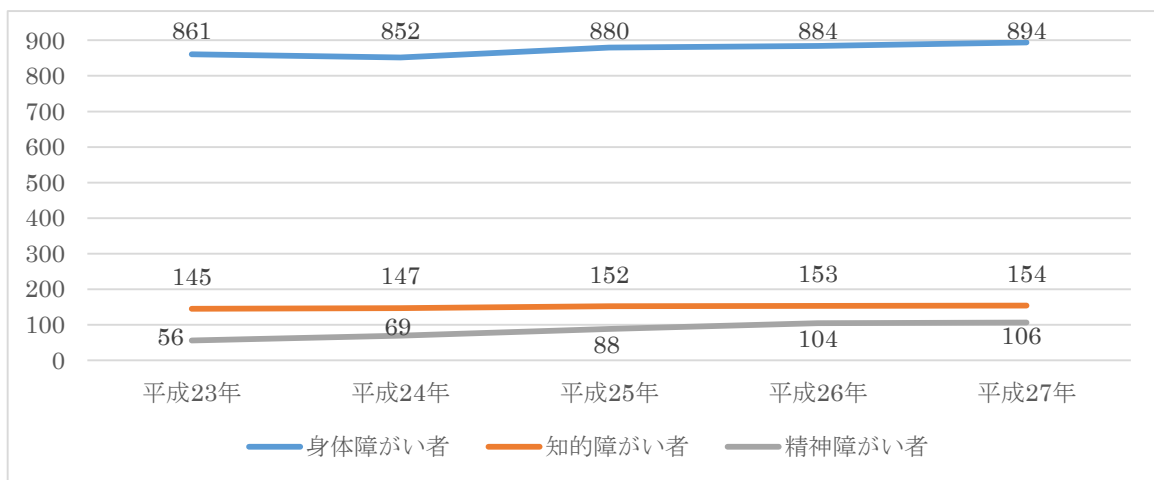
(1) 障害者手帳所持者数の推移

平成27年の手帳所持者数は、1,154人であり平成23年に比べて92人増加しています。

表8 障害者手帳所持者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
身体障がい者数	861人	852人	880人	884人	894人
知的障がい者数	145人	147人	152人	153人	154人
精神障がい者数	56人	69人	88人	104人	106人

図9 障害者手帳所持者数の推移



資料：SWAN システムより

5. 課題のまとめと課題解決に向けて

アンケート結果、ボランティア懇談会、専門部会から課題を高齢者、子ども・子育てなどのテーマごとにまとめました。そして、各専門部会で今後の方向性や課題解決について検討を行いました。

高齢者に関する課題

① 高齢者の生きがいがづくり

- ・高齢者が気軽に集まれる場所があれば…
- ・趣味を活かしたサークルができれば楽しく集まれると思う。
- ・老人クラブ会員が減少して、活動が難しくなっている。

② 介護サービスの充実

- ・なかなか介護施設に入所できない。
- ・ひとり暮らし高齢者でゴミ出しが出来ない人がいる。
- ・介護をされていて働けない…

専門部会からの声

- ・いつでも気軽に集まれる、常設型サロンがあると良い。空家や空き店舗を活用できないか。
- ・社協では、地域でのふれあい・いきいきサロンに力を入れていきたい。
- ・小川地区で有志が食材を持ち寄り食事提供する、サロンを行っている。現在は週1回の開設だが、常設になっていけばいいと思う。その為に、運営側の負担軽減を考える必要もある。
- ・趣味をきっかけにして、集まりが作れないか。少しずつ参加者が増えていくと思う。
- ・家から出られない体が不自由でも参加できる体制が作れないか。送迎できるボランティアの養成も必要。
- ・町内の福祉施設で、地域に田植え後の反省会場として、空きスペースを貸し出して3世代交流の場に利用してもらっています。

専門部会からの声

・昔は遊具が無くても、土手で芝滑りや田んぼの畔で遊んでいたのだから、遊び方をまとめた冊子などを作成してはどうか？

・近隣の遊び場情報をまとめた、情報誌やSNSを作成しては？

・小さい子どもを連れて外出するのは、母親としても（荷造り、外出先で子どもが泣く、騒ぐなどを考えると）負担が大きい。小学校入学（幼稚園・保育園入園）までは、親のストレス解消できる場所も必要ではないか。

・育成会単独で、行事を開催することが難しくなっている。高齢者と一緒にバーベキューを行うなど工夫して活動している地区もある。

・役員になった親への負担が大きい。親が忙しいから行事の回数も減った。負担を分担し、育成会単独ではなく、地域全体で行事を行う取り組みを考える。そして、青少協、子ども会連合会など上部団体を使って欲しい。上部団体もPRが必要だと思う。

子ども・子育てに関する課題

① 子どもが遊べる場所がない

- ・公園には古い遊具しかない…
- ・ボール遊びができる広場がない…
- ・自然を活かした遊び場を作れないか？

② 子ども会・育成会

- ・役員の負担が大きい
- ・行事に参加する人が集まらない

③ 子育て支援

- ・病児保育があると助かる
- ・マタニティーヨガなど土日に開催してもらいたい

生活環境に関する課題

①医療体制の整備

- ・在宅医療の充実を！！
- ・子どもが病気になった時に通える病院が近くにない（特に夜間）

②買い物支援

- ・買い物に行けない高齢者がいる
- ・近くにお店がない
- ・移動スーパーがあると近所の人が集まって交流の機会になると思う

③交通に関して

- ・デマンドタクシーの時間延長、土日運行をお願いしたい
- ・免許返納後の生活の足が心配

④生活環境

- ・野良犬、野良猫が多い
- ・空家の管理ができていない

⑤道路の整備

- ・通学路で車線が消えかかっている危険！
- ・障がい物、段差があり、町内を車イスで移動するのが難しい

⑥防災

- ・災害時の体制が整っているの？

⑦防犯

- ・訪問販売から高齢者を守らないといけないのでは？

専門部会からの声

- ・医師会が、補助金を活用して在宅医療の充実に取り組む方向で検討している。
- ・今ある、医療機関の情報をPRすることが必要だと思う。
- ・一般事業者は利益が見込めなければ移動スーパーに取組まない。短期間で撤退・廃止では困る。
- ・ノンフェールでは、交通手段がない方を日曜日に買い物に連れて行っている。
- ・シニア世代を巻き込んで、買い物ツアーに取り組めないか？全町で取り組むのは難しいと思うので、モデル地区を設置して少しずつ進めていければと思う。
- ・土曜日のデマンド運行、時間の延長、発着場の増設を検討してもらいたい。
- ・馬頭高校下までバスを延伸してもらいたい。
- ・老人クラブの会員で、助け合って買い物支援ができないか？
- ・デマンドタクシー降車後の介助ボランティア（一緒に買い物してくれるボランティア）など必要となるのではないか。
- ・福祉有償運送について検討していく。
- ・空家の活用方法を検討する（空家バンク、起業希望者への貸出など）
- ・各学校にて行っている、通学路の危険箇所情報を地域にも提供し交通安全に役立てることができないか。
- ・道路の不備があっても、どこに連絡すれば良いのかわかりにくい。
- ・道路のバリアフリー化は費用がかかるので、すぐに解決するのは困難ではないか。
- ・歩道と車道の段差は早急に対応してもらいたい。車イス、ベビーカー利用者には障がいになっている。
- ・一部の行政区で防災訓練を行っているが、避難訓練時に要援護者の把握が難しい。地区内で連絡網を作成したり、福祉マップを作成することを検討してはどうか。
- ・行政区単位ではなく、町全体で避難訓練を行う日を設けてはどうか。
- ・災害発生時に、避難先に必ず責任者（区長等）がいるとは限らない。役割分担表を作成し、避難してきた人が役割を分担して避難所運営できるようにしてはどうか。すでに実施している地区もあると聞いている。
- ・東京都で防災ブックを作成し、評価されている。那珂川町でも検討してはどうか。
- ・高齢者は自分が、被害を受けている自覚がないこともある。近所の目で、通報や相談を促す体制を作っていけないか。
- ・消費者センターの周知を行う。

専門部会からの声

・社協について、関係者になって内容がわかった。必要にならないと探さないし、見ないのが現状。

・回覧板、チラシ、ケーブルテレビ、SNSなどどれもメリット・デメリットがある。情報が必要な時にわかりやすく得られるように、それぞれの媒体が工夫していくことが大切。

・ゴミカレンダー的なもので、家の中に掲示しておけると分かりやすい。

・知る手段が無い人に知らせてあげることが必要（目の不自由な方）だと思う。また、情報が得られていない人がいないか、調査する必要があると思う。

・小中学校を通して、広報を行う。学校から配布されたものは、目を通すと思う。

・困っていても、自ら相談できない人もいる。周りが気づき、相談を促す体制づくりができればいいと思う。

・民生委員児童委員だけで、地域を見守るのは困難。認知症相談員などを養成していく必要もある。

・相談したいと思った時にわかりやすい窓口を作る。

・障害者相談員の活動をしているが、個人情報保護により、町内の障害者手帳所持者の情報が入らない。その為、相談が入るのを待つ状態である。相談員が出向いていける体制が作れないか。

・他市町では、年に1回程度、広報紙の裏面を使いアンケートを行っている。参考にしているかどうか。

・福祉施設がもっている情報を活用できないか。町から委託されていた実態把握調査は活用ができていた。

・障がい分野の事業者だけでなく、介護分野の事業者を交えた情報交換の場を設置して欲しい。

情報提供・広報活動に関する課題

①わかりやすい広報活動

- ・障がい者、高齢者、子育ての各支援内容がわかりにくく利用できない
- ・SNSを活用した広報を！！
- ・社協の活動がわからない

②情報交換の場

- ・福祉事業者や当事者が情報交換できる機会を作ってほしい

③課題の把握

- ・定期的な福祉課題の把握を行ってほしい

④相談体制の整備

- ・どこに相談すればいいのかわからない
- ・介護の相談は行政、社協、民間福祉事業者どこに相談すればいいのか？

障がい者に関する課題

①施設整備の援助

- ・グループホーム整備への援助が欲しい

②精神障がい者への支援

- ・精神障がいの理解が進んでいない
- ・精神障がい者が利用できるサービス・施設が少ない

③障がい者の雇用

- ・特別支援学校生徒の実習先が見つからない
- ・法改正があっても、障がい者（知的障がい者・精神障がい者）の雇用につながらない

専門部会からの声

・障がい者の雇用について、法改正で状況が変わってきているが、知的障がい者・精神障がい者の雇用は厳しい状況。

・知的障がい者・精神障がい者が、長時間働くことは難しいので、1日2時間程度のアルバイト感覚で就労し、社会復帰の足掛かりになる就労形態が整えられないか。

・小規模の事業者では、グループホームの運営に参入しにくい。スプリンクラーの設置など費用が高額になる。空家の活用を考えているが、改修費用が掛かる。福祉財団の助成情報を調べているが条件に合致しない状況。

・障がい者と関わる時に、不安だと思えることがあれば、専門職に相談することも大切。相談できる体制づくり、相談先を明確にする。

・精神障がい者との関わり方の研修会を定期的に行う。「精神障がい者」は「怖い」と不安を煽るような研修会になることはダメ。

・町内の精神障がい者施設は、大山田の「くらねえ」だけ。精神障がい者への支援を行う上で、今必要なことは、「働ける場所」「住める場所」この2つ。

専門部会からの声

・行政区・育成会・老人クラブ・体協等が行事を単独で行うのではなく、それぞれが役割分担し、協力して行事を開催することを検討していく。

・高齢で、組費・区費が払えずに組から抜ける人がいる。地域によっては、区費を免除し付き合いが続けられるような取組を行っている。

・行政区加入、未加入にとらわれず、地域の行事のPRを続け、声かけをすることが大事だと思う。顔が見える関係ができれば違ってくるのではないかな。

・地域で子どもを見守る意識を持つ。大人が責任を持って子どもをしかる。

・「おせっかい」をする心掛けが必要。子どもだけで留守番している時は、「おせっかい」になっても、声かけをするなど。子どもと接する時に限らず、ひとり暮らし高齢者等と接する時も「おせっかい」が必要だと思う。

・普段の生活の中で行っているボランティアがあることを分かってもらい、「ボランティア」は特別なことではないことを伝える。ボランティアの垣根を下げる取り組みが必要。

・ボランティアの養成講座を行う。どの様なボランティアが必要なのか調べることも必要だと思う。

・小、中学生向けにボランティア講座をもっと行う。子どもの中からボランティアの知識を持ってもらう。

・介護保険法改正により、ボランティアの重要性が高まっている。ポイント制、地域通貨制の導入などを検討することになる。

・ボランティアをしてもらうことに気が引ける人にもポイント制になれば、気軽にボランティアをお願いできるのではないかな。

・ネットを活用した、ボランティアのマッチングがあれば便利ではないかな。

・大田原では、小中学生向けにも認知症サポーター講座を行っており、実際に徘徊している高齢者を発見したこともある。

・民生委員児童委員だけでは、見守りが難しい。近所の見守りが大切。地域での意識を高める。

・地域内で、要援護者の情報共有ができないか。災害時にも有効になる。

地域の活動に関する課題

①地域のつながり

- ・行政区（自治会）を抜ける、加入しない人が多くなっている
- ・地域の祭りや行事・育成会の行事に参加する人が減っている
- ・子どもを叱ったりする大人が減っている

②ボランティア活動

- ・福祉やボランティアどこに相談すればいいの？
- ・気負わずにできるボランティア活動が増えて欲しい。地域通貨など目安があると励みにもなると思う
- ・ひとり暮らし高齢者の通院・買い物を手伝うボランティアがあればいいと思う

③見守り活動

- ・ひとり暮らし高齢者の安否確認が定期的に行えるような体制を！！
- ・認知症の徘徊対策が整っているのか不安

ルールやマナーに関する課題

①マナーの低下

- ・ゴミの分別がされていない
- ・ゴミのポイ捨てがひどい
- ・点字ブロック上に自転車・自動車を止めている
- ・ペット飼い主のモラルが低下している

専門部会からの声

- ・点字ブロックの重要性やバリアフリー（「物理的なバリア」「制度的なバリア」「文化情報面のバリア」「意識上のバリア」の4つのバリア）について、福祉体験・福祉教育を通して小学生・中学生に伝えていく。
- ・新庁舎はバリアフリーになると思うので、新庁舎がバリアフリーの重要性を発信できる拠点になるよう検討してもらいたい。
- ・ゴミに関する教育を、幼稚園・小学校から行うように検討する。ゴミをポイ捨てする大人に注意をしても、別の場所に捨てるだけ。子どもの頃から地道に教育していく。

専門部会からの声

- ・介護施設の現状は人手不足で、職員の確保ができていない。介護施設1カ所で、数十人単位で雇用が生まれる。低賃金・重労働で離職率が高いが、「介護の仕事のやりがい伝える」「資格取得への助成を行う」「低賃金解消に向けた取り組みを考える」など検討していないか？
- ・田舎暮らしの良さをPRする情報誌を作成してみよう。転入者を増やす試みが必要。
- ・インターネットを使ったビジネスなら田舎でも起業しやすい。空家とセットでPRしていかないか。
- ・企業誘致で何年か税金を減免する制度を検討してみようか。
- ・経済面で必要とする介護が受けられないケースがある。
- ・生活困窮者自立支援制度を周知し、気軽に相談を受けられる体制を作る。
- ・観光客を呼びたいなら、観光用の循環バス（レトロな型式）を考えてはどうか？
- ・教育（学力の高さ）を売りにして子育て世代を呼び込めないか。
- ・那珂川町の「そば」は評価が高い。街並みとあわせて、もっと宣伝して、観光客を呼び込む。

その他にも様々な課題がありました

①就職・仕事

- ・若者が働く場所がない
- ・介護職員のなり手が少ない

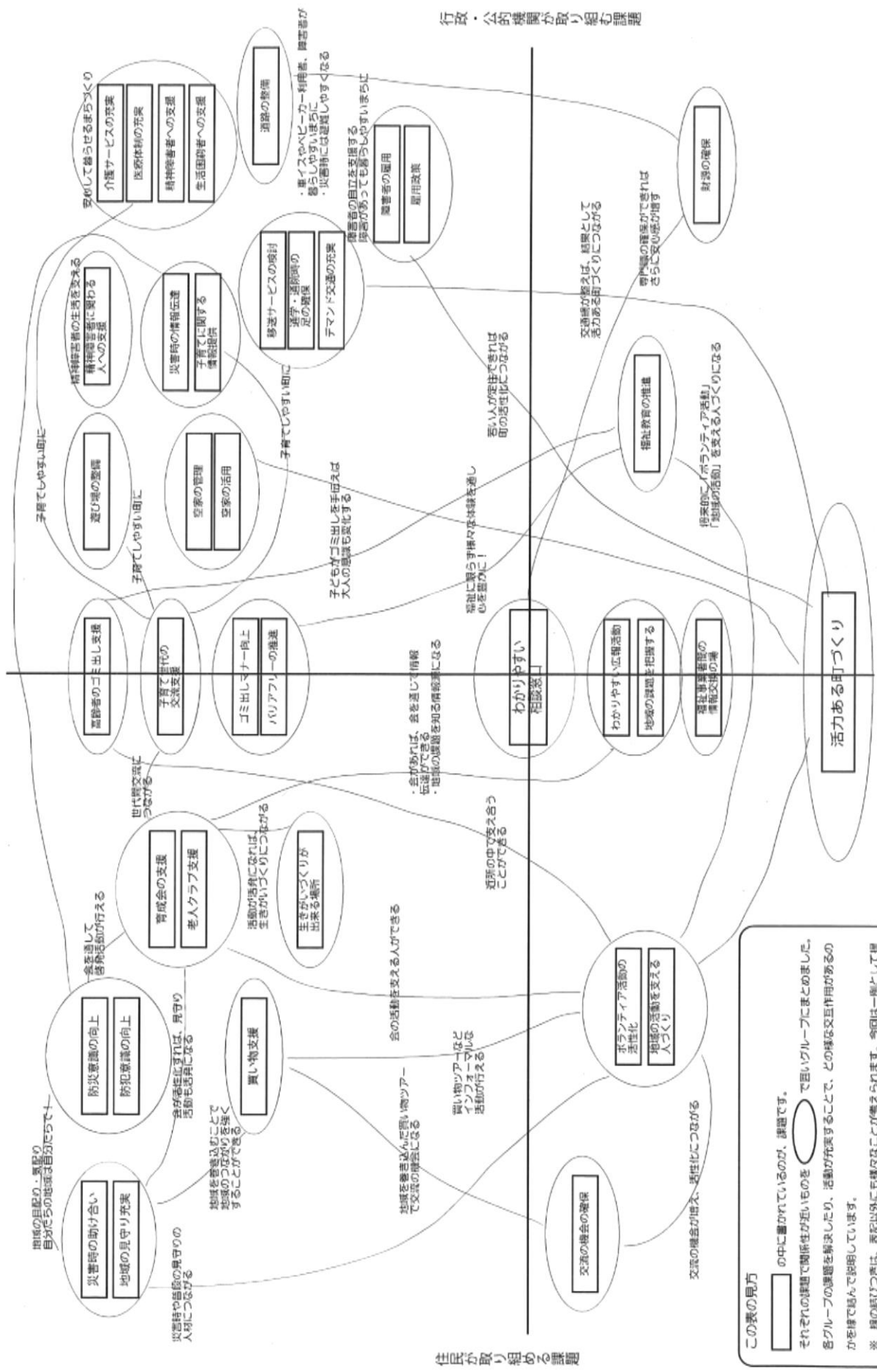
②生活困窮者支援

- ・経済的に困っている高齢者が増えている

③町づくり

- ・若い世代が定住できる環境づくりを！！
- ・那珂川の自然・特産を積極的にPRを！！

個別的・具体的な課題



住民が取り組む課題

行政・公的機関が取り組む課題

この表の見方

〇の中に書かれているのが、課題です。

それぞれの課題で関係性が近いものを〇で囲いグループにまとめた。それぞれの課題を解決したり、活動が充実することで、どの様な交互作用があるかを線で結んで説明しています。

※ 線の結びつきは、系統以外にも様々なことが考えられます。今回は一例として提示しております。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

那珂川町では総合振興計画を定め、「豊かな自然と文化にはぐくまれ やさしさと活力に満ちたまちづくり」をまちづくりの基本テーマに設定し、まちづくりの基本目標に掲げて各種事業事務に取り組んでいます。福祉分野に関しては、第1期地域福祉推進プランの基本理念を共有し「笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり」を施策の目標として進めています。

このようなことから、町の総合振興計画と第1期地域福祉推進プランの方向性を継承し、基本理念を次のように定めます。

笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり

第2節 計画の基本目標

町民からの意見、各専門部会での検討結果を踏まえ、そして、この計画をわかりやすく伝えるために次ように基本目標を定めます。

基本目標1（第1の柱）

「地域の中で困っている人をしっかり支える計画」です。

基本目標2（第2の柱）

「地域の中で困っている時にすぐ相談できる体制づくりの計画」です。

基本目標3（第3の柱）

「地域の中でみんなの暮らしをみんなで守る計画」です。

基本目標4（第4の柱）

「みんなでいきいき生活できる地域づくりの計画」です。

第3節 計画の体系図

基本理念	基本目標	推進施策	取り組み	
笑顔あふれる元気な心あたたかなまちづくり	1. 地域の中で困っている人をしっかり支える計画	1. 高齢者を支える	介護サービスの充実	
			買い物支援	
			権利擁護事業の周知	
		2. 障がい者を支える	障がい者支援の充実	
			施設整備の支援	
	3. 子育て世代を支える		子どもが遊べる場の確保	
			子育て支援の推進	
	4. 生活困窮者を支える		生活困窮者への支援	
	5. 安全安心なまちを考える		医療体制の整備	
			生活環境の整備	
	2. 地域の中で困っている時にすぐ相談できる体制づくりの計画	1. 相談体制を考える		相談体制の整備
		2. 情報提供・広報を考える		わかりやすい広報活動
	3. 地域の中でみんなの暮らしをみんなで守る計画	1. 見守り体制を考える		見守り活動の推進
		2. 防犯・防災体制を考える		防犯・防災体制の充実
		3. ニーズ把握について考える		定期的ニーズ把握の実施
	4. みんなでいきいき生活できる地域づくりの計画	1. 生きがいづくりを考える		空きスペースの有効活用
				生きがいづくり活動の支援
		2. ボランティア活動・地域の活動を支える人づくりを考える		ボランティアの養成
				取組みやすい体制づくり
				ボランティアセンター機能の充実
3. 地域の活動を考える			地域活動の支援	
			地域で活動する団体の支援	
			地域が交流できる機会をつくる	
4. 福祉教育を考える		福祉の心の育成		
		マナーの向上に向けての支援		

第4章 推進施策と取り組み

第1節 地域の中で困っている人をしっかり支える計画

1. 高齢者を支える

町の「高齢者数」「高齢化率」「要介護認定率」は年々増加しています。そのため、高齢者の生活を支え、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりが求められています。


町・社協の取組み

- 町の各種計画に基づき、介護事業・介護予防事業を推進します。
- 「買い物難民」という言葉は、那珂川町においても顕在化している課題です。そこで、高齢者の買い物支援に取り組みます。
- 権利擁護に関する制度の周知に努めます。

具体的な取組み

事業名	ひとり暮らしの高齢者支援					
内容	緊急通報装置貸与事業や高齢者軽度生活援助事業をさらにPRし、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	PR活動の実施	実施	—————→			
主管部署	健康福祉課 高齢福祉係					
関係機関	包括支援センター・地域見守り隊					

事業名	買い物支援					
内容	買い物に行けない高齢者を支援するため、宅配システムや移動スーパー等について検討します。(フォーマルな支援だけでなく、老人クラブ会員やボランティアによる支援についても関係機関と協議を行います。)					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	買い物支援の具体的内容を検討	ニーズ把握	検討	必要に応じ実施	—————→	
担当部署	健康福祉課 高齢福祉係・社会福祉協議会					
関係機関	老人クラブ・商工会					

事業名	買い物ツアーの検討・実施					
内 容	行政区単位で実施している小地域ふれあい・いきいきサロン事業において、ニーズ調査・試験的な買い物ツアーに取り組みます。					
目 標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	買い物ツアーのニーズ調査及び試行	各地区でニーズ調査を実施	ニーズに応じて試行			
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係機関	行政区・民生委員児童委員・ボランティア					

町民・地域にお願いすること

- 自分が知っている福祉サービス（介護サービスや介護相談窓口など）を周りの人に教えて下さい。
- 健康寿命を延ばすために、適度な運動に取り組みましょう。
- 周りに買い物に行けずに困っている人がいないかを気に掛けてください。もし、困っている時には、出来る範囲で手助けをしましょう。
- 権利擁護（成年後見制度・日常生活自立支援事業）について学びましょう。

福祉事業者・関係団体をお願いすること

- 利用者やその家族等へ福祉サービスの情報提供をしましょう。
- 利用者やその家族等で困りごとがあったときは、相談窓口を紹介しましょう。

2. 障がい者を支える

障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法等の施行により、障がい者を取り巻く環境は大きく変化していますが、障がい者への理解が進まない現状も見受けられます。障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりが求められています。

町・社協の取組み


- 障がい者に関する各法律の主旨を周知することに努めます。
- 障がい者支援の充実に取り組みます。
- 障がい者雇用について推進します。

具体的な取組み

事業名	精神障がい者への支援					
内容	精神障がい者に対する偏見や誤解を解消し、理解が進むよう支援に努めます。					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	研修会の実施	検討	実施	→		
担当部署	健康福祉課 社会福祉係・健康増進係					
関係機関	民生委員児童委員					

事業名	施設整備への支援					
内容	福祉事業者が活用できる助成制度の紹介に努めます。					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	町内福祉事業者への情報提供	実施	→			
担当部署	健康福祉課 社会福祉係 高齢福祉係・社会福祉協議会					
関係機関	各関係業者					

事業名	障がい者の雇用					
内容	実習先や雇用が増える様に、法改正の内容などを広報していき、環境の整備に努めます。					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	町内事業所へ広報	広報	→			
担当部署	健康福祉課 社会福祉係					
関係機関	各関係業者					

事業名	障がい者の雇用					
内 容	障がい者の雇用について検討・協議を進めます。					
目 標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	障がい者の雇用	町内の福祉施設と協議				雇用
担当部署	社会福祉協議会 法人運営係					
関係機関	各関係施設					

町民・地域にお願いすること

- 障がい者への理解を深めましょう。
- 地域で困っている人がいた時は、自分にできる範囲で手助けしましょう。
- 障がいがあっても、出来る範囲で社会参加に努めましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 施設と地域の交流を推進しましょう。
- 地域の人が参加しやすいイベントを企画しましょう。

3. 子育て世代を支える

少子高齢化、核家族化の進行により、家庭内や地域での子育て環境が多様化しています。また、アンケート調査からも、子育て支援の充実を求める声が多くありました。そこで、子育て世代を支える取り組みを推進します。


町・社協の取り組み

- アンケート調査で意見の多かった、子どもの遊び場について情報を発信します。
- 病児病後児保育について検討します。
- 子育て支援事業の充実に取り組みます。

具体的な取り組み

事業名	子育て支援					
内容	①病児病後児保育について、近隣市町とも連携し対応できないか検討を行います。 ②町主催の妊産婦教室に参加しやすいように、開催日時の検討を行います。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	病児病後児保育の検討	→				
目標②	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	土日開催の検討	→				
担当部署	子育て支援課					
関係機関						

事業名	子どもの遊び場の確保・情報発信					
内容	定期的な遊具の検査・更新、広場の情報発信、昔遊びをまとめた冊子の発行などに努めます。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	公共施設内遊具の検査・更新	遊具の検査	更新計画の策定	更新	→	
目標②	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	情報誌の作成・配布	掲載内容の検討	作成・配布	配布	見直し 改定版配布	配布
担当部署	子育て支援課					
関係機関						

事業名	ふくしなかがわの紙面充実					
内 容	ふくしなかがわの紙面内容を見直し、各種情報をわかりやすく伝えられるように努めます。					
目 標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	子育て支援として近隣の遊び場情報を掲載	情報の募集及び掲載				
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係機関						

町民・地域にお願いすること

- 地域内に、子どもにとって危険な場所がないか確認しましょう。
- イベントに積極的に参加し、子育てに関する情報交換を行いましょう。
- 近隣の遊び場情報を広めましょう。
- 子どもや親の様子が「おかしいなあ？」と感じたら、声かけや相談機関に連絡しましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 子育て支援のイベントを企画しましょう。
- 利用者に困りごとが見受けられたときは、相談機関を紹介しましょう。

4. 生活困窮者を支える

離職、病気、離婚等の様々な理由により、生活が困窮する方が年々増加しています。生活に困りごとや不安を抱えている方への支援が求められています。

町・社協の取組み

- 生活困窮者自立支援制度に基づき、関係機関と連携し支援を行います。
- 生活困窮者に対する一時支援を推進します。
- 社協の社会福祉金庫・善意銀行制度について見直しを行います。

具体的な取組み

事業名	生活困窮者支援					
内容	生活困窮者自立支援法の主旨に基づき、栃木県と協力し、生活困窮者の自立を支える相談支援体制を構築します。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	相談窓口の周知	生活困窮者自立支援制度及び相談窓口の周知に努めます。				
目標②	生活困窮者への支援	生活保護の決定機関である栃木県（那須福祉事務所）と協議しながら、対応策を検討します。				
目標③	貧困の連鎖の防止	教育の面から、学習機会の提供など栃木県（那須福祉事務所）が実施している事業の継続・拡大の支援をします。				
担当部署	健康福祉課 社会福祉係					
関係機関	学校教育課・那須福祉事務所					

事業名	生活困窮者への一時支援					
内容	生活困窮者に対する一時支援に取り組みます。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	生活福祉資金貸付事業の実施	事業の周知に取り組みます。				
目標②	福祉金庫（小口貸付）の実施	栃木県（那須福祉事務所）や健康福祉課と連携し一時支援を行います。				
目標③	善意銀行（食糧支援）の実施	栃木県（那須福祉事務所）や健康福祉課と連携し食料支援を行います。				
担当部署	社会福祉協議会					
関係機関	健康福祉課 社会福祉係・那須福祉事務所					

町民・地域にお願いすること

- ひとりで悩まず相談しましょう。
- 相談窓口や地域の民生委員児童委員を知りましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 利用者やその家族等が、生活に困っている場合には、相談窓口を紹介しましょう。

5. 安全安心なまちを考える

医療体制、公共交通機関、生活道路の整備については、高齢者、障がい者、子育て世代に限らず、町民全体の生活に関わる問題です。安全安心なまちづくりを推進します。


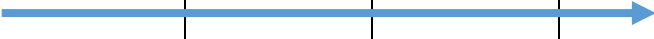
町・社協の取組み

- 医療体制の整備は、南那須地区全体の課題になっています。今すぐ、医療体制を充実することは困難ですが、出来る事から始めていきます。
- 通院・通学、買い物など公共交通機関は、必要不可欠なものです。使いやすい交通機関を目指して運行を行います。
- 国道、県道、町道など道路の管理については、わかりづらい点があります。相談窓口の周知に努めます。

具体的な取組み

事業名	医療体制の整備					
内容	現在ある医療機関の情報のPR及び在宅医療の充実を進めます。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	医療機関についての情報提供	一覧表の作成及び配布	見直し・改定版の配布	→		
目標②	在宅医療の充実	医師会との協議	→			
担当部署	健康福祉課 健康増進係					
関係機関	医療機関					

事業名	交通支援					
内容	①デマンドタクシー、コミュニティバスの運行を行います。 ②福祉有償運送について検討を行います。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	デマンドタクシー、コミュニティバスの運行	運行	→			
目標②	福祉有償運送について調査・検討	関係機関と協議	試行	→		
担当部署	総務課・健康福祉課					
関係機関	社会福祉協議会					

事業名	道路整備・バリアフリーの推進					
内 容	①道路の不備や道路管理についての相談窓口について周知に努めます。 ②バリアフリーの重要性について周知に努めます。					
	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
目 標①	道路についての 相談窓口の周知	内容の検討	広報			
目 標②	バリアフリーに ついての広報	広報				
担当部署	建設課					
関係機関						

町民・地域にお願いすること

- 近所同士で通院・買い物の支え合いをしましょう。
- バリアフリーについて、家庭内で話し合いましょう。
- 地域内で障がい物等の確認を行い、改善できるところは自分たちで改善しましょう。
- 点字ブロック上への駐車・駐輪は止めましょう。
- 町道に穴が開いていたり、道路や橋の照明が切れていたら、建設課まで連絡しましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 利用者やその家族等へ福祉サービスの情報提供をしましょう。
- 利用者やその家族等で困りごとがあったときは、相談窓口を紹介しましょう。

第2節 地域の中で困っている時にすぐ相談できる体制づくりの計画

1. 相談体制を考える

「どこに相談してよいのかわからない」という意見は、アンケート調査に多く寄せられた意見です。困ったときにすぐに相談できるように、様々な相談窓口の周知に努めます。

町・社協の取組み

- 民生委員児童委員、障害者相談員、行政相談員、人権擁護委員等の身近な相談員から法律相談等の専門的な相談窓口まで、各相談先をわかりやすく周知します。
- 地域の身近な相談員である、民生委員児童委員の研修等を推進し、相談体制の充実に努めます。
- 「困った時に相談してみよう」と思ってもらえるような総合相談窓口を開設します。

具体的な取組み

事業名	相談体制の充実					
内容	困ったときにすぐ相談できる体制を構築します。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	相談体制の構築	職員研修の 実施	窓口の開設 周知	→		
目標②	弁護士相談 の回数増	回数増の必要性、近隣市町との相互利用について検討します。				
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係機関	民生委員児童委員					

事業名	相談体制の整備					
内容	相談窓口のPRに取り組みます。					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	相談機関の 一覧表の作成	内容の協議	配布	改定版作成 及び配布	→	
担当部署	健康福祉課 社会福祉係・高齢福祉係					
関係機関						

町民・地域にお願いすること

- 日頃から、近所との付き合いを大切にし、様子がおかしい時は、相談するように促しましょう。
- 広報紙等に目を通し、相談窓口の確認をしましょう。
- 地域の民生委員児童委員など相談員の情報を知り、地域で共有しましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 利用者やその家族等へ相談窓口の情報提供をしましょう。
- 利用者やその家族等で困りごとがあったときは、相談窓口に連絡しましょう。

2. 情報提供・広報を考える

福祉サービスの情報を必要としている人が、必要な内容を得られるように広報紙やパンフレット、ホームページ等、各媒体のメリットを活用した情報提供・広報に努めます。


町・社協の取組み

- 広報なかがわ、ケーブルテレビ等、それぞれの長所を生かした広報に努めます。
- 一方通行の広報紙ではなく、町民から情報を募集する等、双方向の紙面づくりに取り組みます。
- 点字・音訳等による情報提供と育成

具体的な取組み

事業名	広報活動					
内容	広報なかがわ、ケーブルテレビ等、それぞれの長所を生かした広報に努めます。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	わかりやすい 広報紙づくり	広報委員会で検討	→			
目標②	福祉サービスに関する情報提供	福祉サービスの内容、利用方法などに関する情報の提供を行います。				
担当部署	企画財政課・ケーブルテレビ・健康福祉課・社会福祉協議会					
関係機関						

事業名	ふくしなかがわの紙面充実					
内容	ふくしなかがわの紙面内容を見直し、各種情報をわかりやすく伝えられるように努めます。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	子育て支援として近隣の遊び場情報を掲載	情報の募集及び掲載	→			
目標②	町内の福祉・ボランティア・趣味に関する団体の活動を掲載	情報の募集及び掲載	→			
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係機関						

事業名	ふくし総合マップの作成					
内 容	町内福祉事業者の情報を取りまとめ、マップを作成します。社協 HP 等で広報します。					
目 標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	マップ作り	町内事業者 から 情報収集	作成 周知	更新		
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係・在宅支援係					
関係機関	町健康福祉課・町内福祉事業者					

町民・地域にお願いすること

- 回覧板や広報紙に目を通し、情報収集を心掛けましょう。
- 地域の情報をどんどん発信しましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 利用者やその家族、地域等へ情報提供をしましょう。
- 研修等で知った情報を地域へ伝えましょう。

第3節 地域の中でみんなの暮らしをみんなで守る計画

1. 見守り体制を考える

全国的に、ひとり暮らし高齢者の孤独死が問題になっています。那珂川町においても、ひとり暮らし高齢者と75歳以上の高齢者世帯を合わせると700世帯を超えています。また、子どもの登下校時の見守り活動についても充実が求められています。地域全体で、高齢者、障がい者、子どもの見守り活動に取り組む体制づくりを進めます。

町・社協の取組み

- 地域の実情に応じた、見守りネットワーク事業を推進します。
- 小中学生向けに認知症サポーター養成講座を行い、認知症高齢者の見守り体制を強化します。
- 制度の狭間にある人への見守り事業を充実させます。
- 災害時要援護者台帳の整備に取り組みます。
- 登下校見守り隊の活動を推進します。
- 民生委員児童委員等の見守り活動を担う関係者との情報共有・連携を強化します。

具体的な取組み

事業名	見守り活動					
内容	高齢者、障がい者、子どもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	認知症サポーターの養成 (小中学生向け)	関係機関と協議	実施			
目標②	見守りネットワーク事業の充実	関係機関への周知	推進			
目標③	地域見守り隊の組織化	関係機関と協議 (2地区実施)	実施 (3地区)			実施 (5地区)
目標④	要援護者台帳の整備	情報の更新				
担当部署	健康福祉課 高齢福祉係・包括支援センター					
関係機関	地域見守り隊※・地域見守り関係機関					

地域見守り隊とは

地域のボランティアで組織する、高齢者や障がい者などを定期的に訪問し見守りする活動を行う団体です。

事業名	乳酸菌飲料宅配による見守り事業					
内容	ひとり暮らし高齢者を対象に乳酸菌飲料を宅配し、見守り活動を行います。					
目 標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	対象年齢の拡充	予算の確保 (80歳以上)	75歳以上 に拡充			
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係機関	民生委員児童委員					

事業名	見守りネットワーク事業への参画					
内 容	町が推進する、「見守りネットワーク事業」に積極的に係わります。 「支え合いマップの作成方法」など社協が持つツールを提供します。					
目 標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	地域の見守り 活動の支援	推進				
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係・在宅支援係					
関係機関	健康福祉課・行政区・民生委員児童委員・地域見守り隊					

事業名	登下校時見守り隊					
内 容	老人クラブの協力で行っている、登下校時の見守り活動を推進します。					
目 標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	活動回数の増	推進 (週1回)				週2回活動
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係・在宅支援係					
関係機関	教育委員会・老人クラブ					

町民・地域にお願いすること

- 見守り隊等のボランティア団体の組織化に協力しましょう。
- 声かけ・あいさつを積極的に行い、顔見知りを作りましょう。
- 回覧板は手渡しで行いましょう。
- 何かあったときは、民生委員児童委員、行政、社協に相談しましょう。
- 行政区に加入し、地域の行事に参加しましょう。
- 登下校時間に散歩を合わせるなど、地域で子どもを見守りましょう。

福祉事業者をお願いすること

- 地域の人が参加しやすいイベントを企画しましょう。
- 認知症に関する講座等を開催して、見守り活動への理解を深めましょう。

2. 防犯・防災体制を考える

高齢者が安心して暮らすために、特殊詐欺、悪質訪問販売等の被害から守る取り組みが必要です。

また、激甚化する自然災害から被害を最小限に食い止め、いざという時に助け合える仕組みづくりを進めます。


町・社協の取組み


- 地域防災計画の周知に努め、防災対策の充実に努めます。
- 防災訓練の実施を検討します。
- 災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成し、訓練に取り組みます。


具体的な取組み

事業名	防災対策の推進					
内容	①町全体での防災訓練実施について、検討します。 ②災害時に地域が取り組む活動について、関係機関と協議し取りまとめます。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	防災訓練の実施	検討				実施
目標②	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	避難行動支援計画の運用	実施				必要に応じ修正
担当部署	総務課・健康福祉課					
関係機関						

事業名	地域安全マップの作成					
内容	学校で把握している学区内の危険箇所について、地域全体で共有する仕組みを考えます。 (具体的な取り組みは、教育委員会、学校側と協議をします。)					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	学校数	町内全校への趣旨説明	1校			全校
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係機関	教育委員会・各学校					

事業名	災害ボランティアの養成					
内 容	災害発生時に、避難所運営や見守り活動等の担い手となるボランティアの養成に努めます。					
目 標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	養成講座の実施 及び訓練の実施	養成	養成 訓練の実施			
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係機関						

事業名	災害時行動マニュアル策定					
内 容	平常時、災害警戒時および発生時の対応について、社協組織内でのルールを作成します。 また、定期的に訓練に取り組みます。					
目 標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	マニュアルの 策定及び 訓練の実施	マニュアル 策定	訓練の実施 見直し			
担当部署	社会福祉協議会 全部署					
関係機関						

事業名	災害ボランティアセンター運営マニュアル策定					
内 容	災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成します。 また、定期的に訓練に取り組みます。					
目 標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	マニュアルの 策定及び 訓練の実施	マニュアル 策定	訓練の実施 見直し			
担当部署	社会福祉協議会 全部署					
関係機関						

町民・地域にお願いすること

- 家族で防災に関する話し合いを持ちましょう。
- 災害が起きた時に、近所でお互いに頼れる関係を築きましょう。
- 自主防災組織を作り、地域で防災対策を進めましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 災害発生時には、利用者の安否確認を行いましょう。
- 定期的に地域と避難方法の協議を行いましょう。

3. ニーズ把握について考える

地域の課題は日々変化します。地域の課題を定期的に把握し、進行している各計画・各事業の見直しや改善、新規事業の検討を行います。

町・社協の取組み

- 関係機関や福祉事業者間との情報交換を積極的に行います。
- 広報紙を活用した、定期的なアンケート調査が行えないか検討します。
- 福祉サービス利用者、ボランティアへの聴き取り調査や懇談会を行います。
- 福祉まつり等で、アンケート調査を行います。

具体的な取組み

事業名	情報交換の場					
内容	①各種相談員に必要な情報が渡るように努めます。 ②障がい、介護の分野ごとの情報交換だけではなく、様々な分野の関係者を交えた情報交換の場を設け、様々な課題把握に努めます。					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	情報交換会の開催	関係機関との協議	開催 (年1回)	→		開催 (年2回)
担当部署	健康福祉課 全部署・包括支援センター					
関係機関						

事業名	課題（ニーズ）の把握					
内容	広報紙の紙面等を使ったアンケートを定期的に行えないか検討します。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	アンケートの実施	広報委員会で検討	→			アンケートの実施
目標②	懇談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンでの協議を活用し、行政区、民生委員、ボランティア等との意見交換を行います。 ・ボランティア、福祉団体、学校（福祉教育担当者）との懇談会を定期的に開催します。 				
担当部署	社会福祉協議会・企画財政課					
関係機関						

町民・地域にお願いすること

○地域の課題を定期的に話し合い、解決方法等を町や社会福祉協議会に提案しましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

○事業所内で課題を定期的に話し合い、解決方法等を町や社会福祉協議会に提案しましょう。

第4節 みんなでいきいき生活できる地域づくりの計画

1. 生きがいを考える

「ひとり暮らしで、一日中家にいる」「日中にちょっと集まれるところがほしい」など、「生きがいをづくり」や「身近で集まれる場所」については、アンケート調査や専門部会で寄せられた意見です。隣近所や顔見知りの人が集まり、交流することができる「場所」づくりが求められています。

町・社協の取組み

- 公共施設の空きスペースの有効活用に努めます。
- 町民の自主活動を支援します。
- 小地域ふれあい・いきいきサロン事業を推進します。

具体的な取組み

事業名	公共施設の有効活用					
内容	公共施設の有効活用と地域への開放を行います。					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	施設の開放 施設の貸出	→				
担当部署	総務課					
関係機関						

事業名	自主活動の支援					
内容	自治公民館の事業・運営・施設の整備などを支援します。					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	自治公民館 への支援	支援	→			
担当部署	生涯学習課					
関係機関						

事業名	小地域ふれあい・いきいきサロン事業					
内容	参加者の身近な地域（行政区単位）でレクリエーション、健康体操、テレビゲームなどを行い、生きがいづくりに取り組みます					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	開催地区の増	8地区				10地区
目標② (再掲)	買い物ツアーの ニーズ調査 及び試行	各地区でニ ーズ調査を 実施	ニーズに応 じて試行			
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係機関	行政区・民生委員児童委員					

事業名	交流の場の開設					
内容	馬頭総合福祉センターの有効活用					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	子育て広場の 利用増	広報の強化				利用者の増
目標②	高齢者の 憩いの場	健康福祉課と空きスペース の活用について検討します		開設		
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係・健康福祉課					
関係機関						

町民・地域にお願いすること

- 公民館・集会所などを活用し、気軽に集まれる場所をつくりましょう。
- サロンなどの運営にボランティアとして協力しましょう。
- 声を掛けあい、地域のイベントに参加しましょう。
- 行政区・老人クラブ・育成会など地域で活動する団体に協力しましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 施設内の空きスペースを地域に開放しましょう。
- 老人クラブ・育成会の会員を増やしましょう。

2. ボランティア活動・地域の活動を支える人づくりを考える

生活の課題は多様化しており、画一的な福祉サービスでは、対応が難しくなっています。今後のまちづくりは、身近な地域での支え合い・助け合いが大切になっており、地域の活動を支えるボランティアや地域活動のリーダーとなる人材育成が求められています。

町・社協の取組み

- ボランティアへの意識を高めるため、各種講座を開催します。
- ボランティア活動へのポイント制導入を検討します。
- アンケート調査では、「ボランティア活動をしたことがない」という方が約6割を占めました。一方で、「今後、ボランティア活動をしてみたい」という方が約5割にのぼっています。このことを踏まえ、ボランティアセンター機能を強化します。
- 将来の福祉を支える人材育成のため、実習生等を積極的に受け入れます。
- 地域の福祉活動の一翼を担う、民生委員児童委員への支援を強化します。

具体的な取組み

事業名	ボランティア活動の推進					
内容	①ボランティア活動の垣根を下げて、小学生や中学生向けの養成講座などを行い、すそ野を広げられるように努めます。 ②ボランティア活動に対してのポイント制の導入について検討を行い、活動しやすい環境を作ります。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	小中学校でのボランティア教育の推進	協議	実施	→		
目標②	ポイント制の導入	検討	→			実施
担当部署	社会福祉協議会・健康福祉課・包括支援センター					
関係機関						

事業名	ボランティアセンター事業					
内容	ボランティアセンター機能の充実に努めます。					
目 標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	専門職の配置	予算の確保	配置コーディネート機能の充実	ボランティア活動の推進	→	
目 標②	センター拠点整備(コピー機、打合せスペース等)	検討・協議	設置	→		
目 標③	養成講座の開催及びボランティア登録者数の増	講座の開催	推進	→		
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係期間						

町民・地域にお願いすること

- 地域の活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- ボランティアの養成講座や活動に参加しましょう。
- 自分の特技を活かして地域の活動に参加しましょう。

福祉事業者・関係団体をお願いすること

- ボランティアを積極的に受け入れましょう。

3. 地域の活動を考える

行政区、老人クラブ、育成会など様々な団体により、各地で奉仕活動、世代間交流や伝統行事などが行われています。これらの活動は、地域住民の交流につながり、地域を元気にする基盤となるものです。

しかし、アンケート調査や専門部会では「若い人が集まらない」「参加する時間がない」との声が寄せられています。「みんなで生きいき生活できる地域づくり」を進めるため、「地域に関心を持つこと」が必要となっています。

町・社協の取組み

- 行政と社会福祉協議会との連携を強化し、活動支援を充実します。
- 行政区活動の周知に努め、行政区への加入を呼び掛けます。
- 地域で行われる、交流事業や伝統行事への支援を行います。
- 地域で活動する団体やボランティアの支援を行います。
- 地域が交流できる機会を作ります。

具体的な取組み

事業名	地域活動の支援					
内容	地域活動、地域課題に対しての意識向上に努めます。また、町民協働のまちづくりを進めます。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	行政区加入の呼び掛け	広報				
目標②	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	行政区活動への支援	支援に向けての調査	支援			
担当部署	総務課					
関係機関						

事業名	子ども会・育成会活動の活性化					
内容	子ども会・育成会活動の活性化に向けて、現状の把握・改善策の検討を行います。また、関係団体と協働して支援します。					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	子ども会・育成会活動への支援	支援				
担当部署	生涯学習課					
関係機関	青少年育成協会・行政区・育成会					

事業名	地域活動の支援					
内 容	地域活動が積極的に行えるよう支援を行います。また、地域活動の機会提供に努めます。					
目 標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	行政区等へ 助成・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動、ボランティア活動へ助成を行います。 ・マイクロバスやレクリエーション道具の貸出を行います。 ・見守り活動への支援を行います。 ・老人クラブや障がい者団体が行う、交流活動や友愛訪問活動を支援します。 ・地域活動のチラシ作成や配布に協力します。 				
目 標② (再掲)	地域活動の 機会提供	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ふれあい・いきいきサロンを開催し、地域で交流できる機会を提供します。 				
担当部署	社会福祉協議会					
関係機関	行政区・老人クラブ・民生委員児童委員・障がい者団体					

町民・地域にお願いすること

- 行政区・老人クラブ・育成会などの団体に加入しましょう。
- 行政区に加入していなくても、地域の活動に協力・参加しましょう。
- 地域の人が集まれるイベントを積極的に開催しましょう。
- 「自分たちの地域は自分たちで良くする」という自覚を持ちましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 得意なことを活かして、地域の活動に協力しましょう。
- 地域の人が参加できるイベントを企画しましょう。

5. 福祉教育を考える

地域には、障がい者、妊婦、子育て世帯、ひとり暮らし高齢者など様々な人が生活しています。地域での支え合い・助け合いを充実させるためには、お互いの理解と交流が大切です。学校や関係機関、地域が連携し、幼少期からの交流事業や体験を行い「福祉の心」を育むことが大切です。

町・社協の取組み

- 福祉・ボランティア活動への理解を深めてもらうため、地域のボランティア活動を広報紙等で紹介します。
- 「福祉の心」を育むため、町内の小中学校と協力し福祉教育の推進に取り組みます。
- 幼少期からのマナー教育に取り組みます。
- 子どもと高齢者・障がい者との交流を推進し、「思いやりの心」を育てます。

具体的な取組み

事業名	福祉教育推進事業					
内容	モデル校を指定し、福祉・ボランティアについての知識向上に努めます。 (具体的な取組みは、学校側との協議にします。)					
目標	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	指定する学校数	町内全校への趣旨説明	1校指定	→		2校指定
担当部署	社会福祉協議会 地域福祉係					
関係機関	学校教育課					

事業名	生活環境の改善（マナー教育の充実）					
内容	①低年齢からのゴミのリサイクルや、モラル教育の導入について検討します。 ②ペットを飼っている人へのマナーを広く周知します。					
目標①	目標の内容	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	幼稚園・保育園・小学校でのモラル教育導入	関係機関と協議	試行	→		全幼稚園・保育園・学校で実施
目標②	飼い主へのマナー周知	内容の検討	広報	→		
担当部署	住民生活課					
関係機関	学校教育課・健康福祉課					

町民・地域にお願いすること

- 行政区・老人クラブ・育成会などの団体に加入しましょう。
- 行政区に加入していなくても、地域の活動に協力・参加しましょう。
- 地域の人が集まれるイベントを積極的に開催しましょう。
- 「自分たちの地域は自分たちで良くする」という自覚を持ちましょう。

福祉事業者・関係団体にお願いすること

- 得意なことを活かして、地域の活動に協力しましょう。
- 地域の人が参加できるイベントを企画しましょう。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

地域福祉の推進役は、町民自身です。安心して暮らせるまちづくりを目指すためには、行政、社協だけの取り組みでは不十分であり、町民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉サービスが潜在しており、それらのニーズに対応して行くためには、地域の中で活動するボランティア・NPO団体、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

1. 町民の役割

町民には、地域福祉の担い手になることが期待されています。そのためには町民一人ひとりが地域福祉に対する意識を高め地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが大切です。

あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、自治会への加入や個人が持っている知識や技術を生かし、地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わることが求められています。

2. 地域の役割

行政区や、民生委員児童委員、ボランティア・NPO団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、町や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組んでいくことにより、共助の力を高めることが期待されています。

3. 事業者の役割

地域のサービス事業者は利用者の立場に立って質の高い福祉サービスを提供することが期待されており、自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

また、地域福祉活動を推進する上で利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有し、専門職の知見等を活用することが求められています。

4. 町の役割

町には、地域福祉の向上を目指して、地域施策を総合的に推進する責務があります。町民活動や防災に関係する部局も含めた庁内の連携に努めます。

また、関係機関や各種団体、事業者などからの情報収集を行い、町民ニーズや地域の特性に配慮した施策を進めます。

そのため、町民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、社会福祉活動を推進するための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

あわせて、福祉に関する総合相談体制や情報提供の充実に努めます。

5. 社会福祉協議会の役割

地域福祉の連携を図る中核として、計画推進にあたっては町民や各種団体と協議するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直し、より重点的に取り組むべき活動について協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

1. 進行管理・評価機関の組織化

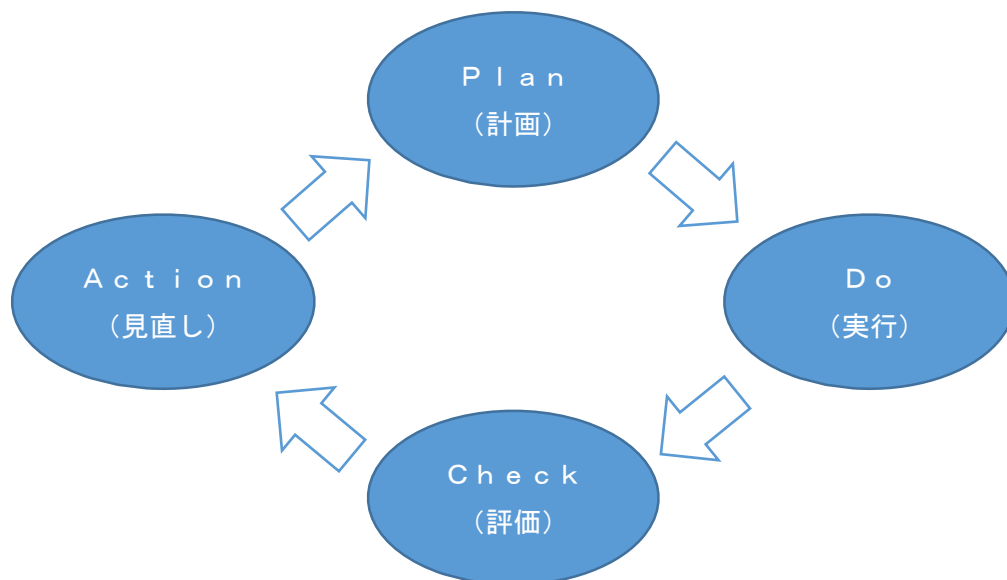
本計画の評価機関として、「那珂川町地域福祉推進委員会（仮称）」を設置し、両計画の「策定委員会」メンバーを中心に組織します。

2. 計画の評価

本計画の進行管理は、既存の評価システムを利用し進捗状況を整理し、地域福祉推進委員会にて評価を行います。評価結果に基づき、必要に応じて計画や実施体制・方法などを見直し、継続的な改善策を進めるとともに、ホームページ等を活用して結果を公表します。また、計画の見直し時にはアンケート調査等による評価も行います。

3. 計画の見直し

本計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間ですが、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。なお、見直した内容については、評価と併せてホームページ等を使用して町民に広く公開していきます。



資料編

1. 地域福祉計画策定委員名簿

	区 分	団 体 名	氏 名
1	保健・医療団体	那珂川町医師団	木村 透
2	福祉団体（高齢者）	那珂川町老人クラブ連合会	小泉 哲也
3	福祉事業者（高齢者）	小規模多機能ホーム えにし苑	室井 純子
4	福祉事業者（高齢者・障がい者）	在宅介護支援センター リヴェット	藤田 裕之
5	福祉団体（障がい者）	那珂川町身体障害者福社会	笹沼 之子
6	福祉事業者（障がい児・者）	大夢	関谷 あけみ
7	福祉事業者（障がい者）	地域生活相互支援 大山田ノンフェール・くらねえ	相馬 心平
8	福祉団体（子ども）	那珂川町家庭教育 オピニオンリーダー こうまの会	佐藤 由紀子
9	福祉団体（子ども）	那珂川町保育所保護者会連合会長 (～H27.3)	中村 龍一
		(H27.4～)	平田 明広
10	教育団体（子ども）	那珂川町青少年育成協会	塚田 正三
11	学識経験を有する者	那珂川町行政区長連絡協議会	飯塚 克己
12	学識経験を有する者	那珂川町行政区長連絡協議会	大森 義夫
13	学識経験を有する者	那珂川町民生委員児童委員協議会	塚原 ヤエ
14	学識経験を有する者	那珂川町議会	益子 明美
15	学識経験を有する者	国際医療福祉大学	大石 剛史
16	公募委員	一般募集	益子 純恵

2. 那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定庁内・社協連絡会名簿

No.	所 属	名 前	部 会	備 考
1	総 務 課	高野 曜路	安心安全部会	
2	企 画 財 政 課	磯野 大	高齢者部会	
3	住 民 生 活 課	大橋 裕一	安心安全部会	
4	建 設 課	川上 浩	障がい者部会	
5	農 林 振 興 課	高野 恵	高齢者部会	
6	商 工 観 光 課	友田 哲也	安心安全部会	
7	学 校 教 育 課	坂尾 三穂	子育て支援部会	
8	生 涯 学 習 課	薄井 和夫	子育て支援部会	
9	健 康 福 祉 課	小川 一好	—	事務局
10	健康福祉課高齢福祉係	板橋 文子	高齢者部会	事務局兼務
11	健康福祉課社会福祉係	渋谷 直樹	障がい者部会	事務局兼務
12	健康福祉課子育て支援係	谷田 克彦	子育て支援部会	部会長
13	健康福祉課健康増進係	益子 利枝	子育て支援部会	
14	地域包括支援センター	立川 正史	高齢者部会	部会長
15	社 会 福 祉 協 議 会	佐藤 勇三	—	事務局
16	社 会 福 祉 協 議 会	石澤 三智也	安心安全部会	部会長
17	社 会 福 祉 協 議 会	荒井 英	高齢者部会	
18	社 会 福 祉 協 議 会	檜山 淑子	障がい者部会	部会長
19	社 会 福 祉 協 議 会	浅水 亜紀子	障がい者部会	
20	社 会 福 祉 協 議 会	小山田 友和	障がい者部会	
21	社 会 福 祉 協 議 会	小室 紀明	子育て支援部会	
22	社 会 福 祉 協 議 会	黒澤 幸司	—	事務局

